

## 新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>第2編 酒税法関係 第10条 免許の要件</p> <p>酒類の製造免許、酒母等の製造免許及び酒類の販売業免許を受けようとする申請があった場合、免許処分時において、申請内容が法第10条《免許の要件》各号の要件に該当しないときは免許を付与する。</p> <p>第11号関係</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 酒類の製造免許の取扱い</p> <p>次に掲げる酒類の製造免許は、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため、次に該当する場合に限り免許を付与する。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) しょうちゅう乙類</p> <p>イ (省略)</p> <p><u>ロ 特産品しょうちゅう(しょうちゅう乙類のうち、申請製造場の所在する地域で生産された特産品を主原料として製造するものをいう。以下同じ。)</u></p> <p><u>製造しようとする酒類が、特産品の特性を有するものであり、かつ、その製造及び販売見込数量から販売先が申請地域に限定されていると認められる場合には、申請に基づいて個々にその内容を検討の上、免許付与の可否を決定する。</u></p> <p><u>なお、特産品のうち米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造しようとする場合には、申請製造場の所在する都道府県が、申請しようとする日の属する年度(毎年4月1日から翌年の3月31日までをいい、申請しようとする日が4月1日から8月31日までの間にあっては、申請しようとする日の直前の3月31日までの年度をいうものとする。以下「判定基準年度」という。)前3年度における平均課税移出数量(当該3年度内の各年度の当該都道府県にお</u></p>	<p>別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>第2編 酒税法関係 第10条 免許の要件</p> <p>酒類の製造免許、酒母等の製造免許及び酒類の販売業免許を受けようとする申請があった場合、免許処分時において、申請内容が法第10条《免許の要件》各号の要件に該当しないときは免許を付与する。</p> <p>第11号関係</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 酒類の製造免許の取扱い</p> <p>次に掲げる酒類の製造免許は、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため、次に該当する場合に限り免許を付与する。</p> <p><u>なお、次に掲げる酒類以外の酒類の製造免許は、申請者の経営基盤、技術的能力、製造場の設備等について、法第10条《免許の要件》各号に該当するかどうかを検討の上、免許の可否を決定する。</u></p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) しょうちゅう乙類</p> <p>イ (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>るしょうちゅう乙類の課税移出数量を合算したものの三分の一に相当する数量をいう。以下同じ。)</u>と平均小売数量(当該3年度内の各年度の当該都道府県におけるしょうちゅう乙類の小売数量を合算したものの三分の一に相当する数量をいう。以下同じ。))を比較して、平均課税移出数量が平均小売数量を下回っている都道府県である場合に限り付与する。</p> <p>(注) 1 <u>申請製造場の所在する地域は、原則として当該申請製造場の所在する市町村(特別区を含む。)</u>とする。</p> <p>2 <u>特産品とは、地方公共団体による振興計画が策定されているなど、特産品として育成することが確実な産品又は当該産品を主原料とした商品が多数あるなど、当該申請製造場の所在する地域において認知されている産品をいう。</u></p> <p>3 <u>特産品の特性を有するとは、酒類に、原料として使用した特産品の香味等が反映されていることが明らかなことをいう。</u></p> <p><u>なお、当該特産品が水以外の原料の50%以上を占める場合には、特産品の特性を有するものとして取り扱って差し支えない。</u></p> <p>4 <u>平均課税移出数量が平均小売数量を下回っているどうかの判定は、判定基準年度の6月30日現在の数量により行う。</u></p> <p>ハ その他のしょうちゅう(しょうちゅう乙類のうち、<u>イ及びロ</u>以外のものをいう。以下同じ。)</p> <p>次のいずれかに該当する場合に限り付与する。</p> <p>(イ) その他のしょうちゅう製造者が、企業合理化を図るため新たに製造場を設置してその他の</p>	<p>ロ その他のしょうちゅう(しょうちゅう乙類のうち、<u>かす取りしょうちゅう</u>以外のものをいう。以下同じ。)</p> <p>次のいずれかに該当する場合に限り付与する。</p> <p><u>ただし、申請製造場の所在する地域の特産品を主原料とするその他のしょうちゅうについては、製造しようとする酒類が、当該特産品の特性を有するものであり、かつ、その製造及び販売見込数量から販売先が当該地域に限定されていると認められる場合には、申請に基づいて個々にその内容を検討の上、免許付与の可否を決定する。</u></p> <p>(イ) その他のしょうちゅう製造者が、企業合理化を図るため新たに製造場を設置してその他</p>

改正後	改正前
<p>しょうちゅうを製造しようとする場合</p> <p>(ロ) 二以上のその他のしょうちゅう製造者が、企業合理化を図るため新たに法人を組織し、新たに製造場を設置してその他のしょうちゅうを共同製造しようとする場合</p> <p>(ハ) その他のしょうちゅう製造者が、企業合理化を図るため分離又は分割し、新たに製造場を設置してその他のしょうちゅうを製造しようとする場合</p>	<p>のしょうちゅうを製造しようとする場合</p> <p>(ロ) 二以上のその他のしょうちゅう製造者が、企業合理化を図るため新たに法人を組織し、新たに製造場を設置してその他のしょうちゅうを共同製造しようとする場合</p> <p>(ハ) その他のしょうちゅう製造者が、企業合理化を図るため分離又は分割し、新たに製造場を設置してその他のしょうちゅうを製造しようとする場合</p> <p><u>(注) 1 特産品とは、地方公共団体による振興計画が策定されているなど、当該地方の特産品として育成することが確実な産品又は当該産品を主原料とした商品が多数あるなど、一般的に当該地域における特産品として認知されている産品をいい、米、麦、さつまいも及びそば以外のものとする。</u></p> <p><u>2 特産品の特性を有するとは、酒類に、原料として使用した特産品の香味等が反映されていることが明らかなことをいう。</u></p> <p><u>なお、当該特産品が水以外の原料の50%以上を占める場合には、特産品の特性を有するものとして取り扱って差し支えない。</u></p>
<p>(5)・(6) (省略)</p>	<p>(5)・(6) (同左)</p>
<p><b>第11条 免許の条件</b></p> <p><b>第1項関係</b></p> <p>1 「製造する酒類の数量の条件」の取扱い</p> <p>製造する酒類の数量につき条件を付ける場合又は条件として付けた数量（以下「製造制限数量」という。）を緩和若しくは解除する場合は、次により行う。</p> <p>(1) 製造制限数量の設定の範囲</p> <p>製造する酒類の数量の条件は、免許に際し期限を付ける場合又は当該酒類の需給の均衡を破り、ひいては酒税の確保に支障をきたすおそれがあると認められる場合に限り付ける。</p> <p><u>(注) 特産品しょうちゅうの製造免許のうち米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造しようとするものについては、当分の間、(2)イのとおり条件を付けることに留意する。</u></p>	<p><b>第11条 免許の条件</b></p> <p><b>第1項関係</b></p> <p>1 「製造する酒類の数量の条件」の取扱い</p> <p>製造する酒類の数量につき条件を付ける場合又は条件として付けた数量（以下「製造制限数量」という。）を緩和若しくは解除する場合は、次により行う。</p> <p>(1) 製造制限数量の設定の範囲</p> <p>製造する酒類の数量の条件は、免許に際し期限を付ける場合又は当該酒類の需給の均衡を破り、ひいては酒税の確保に支障をきたすおそれがあると認められる場合に限り付ける。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 製造制限数量の算定方法</p> <p>免許に際し条件として付ける製造制限数量は、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げるところにより算出した数量とし、その算出数量にキロリットル位（試験製造免許についてはリットル位。以下同じ。）未満の端数があるときは、その端数を四捨五入してキロリットル位にとどめる。</p> <p>(注) 1 条件として付ける製造制限数量は、一般会計年度間に製造する酒類の数量について制限するものであり、免許条件の延長の場合には改めて算定する必要はない。</p> <p>2 条件として付ける製造制限数量は、原則として第3条（共通事項）の13〈酒類の製の時期〉に定める時期に測定すべき数量によるが、合成清酒についてはアルコール分を20度、しょうちゅうについては、アルコール分を25度にそれぞれ換算した数量による。ただし、免許を受けた酒類の原料とするために製造する酒類は、製造制限数量には算入しない。</p> <p>イ 免許しようとする酒類の需給状況並びに申請者の製造技術及び販売能力等から判断して、免許申請書に記載されている製造見込数量の範囲内において適当と認められる数量による。</p> <p><u>ただし、特産品しょうちゅうの製造免許のうち米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造しようとするものについては、「製造するしょうちゅう乙類の数量は、100キロリットル以下に限る。」旨の条件を付ける。</u></p> <p>(注) 製造制限数量を算定する場合は、その理由及び算定の根基を明確にしておく。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>2 「製造する酒類の範囲の条件」の取扱い</p> <p>製造する酒類の範囲について条件を付ける場合には、当該酒類の成分規格、原料、製造方法等の区分によるものとし、これらの条件は、特に酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときに限り付ける。</p> <p>(1) 試験製造免許以外の製造免許の酒類の範囲の条件の取扱い</p> <p>製造免許の酒類の範囲につき条件を付ける場合及び具体的な免許条件は、次による。</p> <p>イ・ロ (省略)</p>	<p>(2) 製造制限数量の算定方法</p> <p>免許に際し条件として付ける製造制限数量は、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げるところにより算出した数量とし、その算出数量にキロリットル位（試験製造免許についてはリットル位。以下同じ。）未満の端数があるときは、その端数を四捨五入してキロリットル位にとどめる。</p> <p>(注) 1 条件として付ける製造制限数量は、一般会計年度間に製造する酒類の数量について制限するものであり、免許条件の延長の場合には改めて算定する必要はない。</p> <p>2 条件として付ける製造制限数量は、原則として第3条（共通事項）の13〈酒類の製の時期〉に定める時期に測定すべき数量によるが、合成清酒についてはアルコール分を20度、しょうちゅうについては、アルコール分を25度にそれぞれ換算した数量による。ただし、免許を受けた酒類の原料とするために製造する酒類は、製造制限数量には算入しない。</p> <p>イ 免許しようとする酒類の需給状況並びに申請者の製造技術及び販売能力等から判断して、免許申請書に記載されている製造見込数量の範囲内において適当と認められる数量による。</p> <p>(注) 製造制限数量を算定する場合は、その理由及び算定の根基を明確にしておく。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>2 「製造する酒類の範囲の条件」の取扱い</p> <p>製造する酒類の範囲について条件を付ける場合には、当該酒類の成分規格、原料、製造方法等の区分によるものとし、これらの条件は、特に酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときに限り付ける。</p> <p>(1) 試験製造免許以外の製造免許の酒類の範囲の条件の取扱い</p> <p>製造免許の酒類の範囲につき条件を付ける場合及び具体的な免許条件は、次による。</p> <p>イ・ロ (同左)</p>

改正後	改正前
<p>ハ <u>特産品しょうちゅう</u></p> <p>特産品しょうちゅうの免許を付与するときは、「〇〇（産地の名称等を記載）で生産された特産品である〇〇を主原料として製造するもの（及びこれに発泡性を持たせたもの）に限る。」旨。</p> <p>ニ（省略）</p> <p>(2)（省略）</p> <p><b>第2項関係</b></p> <p>1 製造制限数量の緩和又は解除の取扱い</p> <p>(1) 製造制限数量の緩和</p> <p>免許の条件として付けている製造制限数量の緩和は、当該申請者等が第10条関係の1《申請者に関する人的要件》に定める要件を満たしており、かつ、法第12条《酒類の製造免許の取消》第1号から第3号まで及び第5号のいずれにも該当しない場合（期限付免許の場合の第3号の適用については、その期間中に酒類を製造しない場合に限る。）は、販売実績等を勘案し必要と認められる数量まで緩和する。<u>ただし、特産品しょうちゅうの製造免許（米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造するものに限る。）については、この限りではない。</u></p> <p>(2) 製造制限数量の解除</p> <p>製造制限数量の条件は、永久免許を受けている酒類について、当該製造者より製造制限数量の条件の解除を受けたい旨の申出があった場合で、当該申請者等が第10条関係の1《申請者に関する人的要件》に定める要件を満たしており、かつ、法第12条《酒類の製造免許の取消》第1号から第3号まで及び第5号のいずれにも該当しないときに解除する。ただし、<u>特産品しょうちゅうの製造免許（米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造するものに限る。）及び試験製造免許については、この限りでない。</u></p> <p>(注) 1 この場合、当該製造者より条件の緩和又は解除を受けたい旨の申出をさせる。</p> <p>2 期限付免許及び試験製造免許については、緩和はできるが解除はしないのであるから留意する。</p> <p>2（省略）</p>	<p>ハ <u>その他のしょうちゅう（地方特産品を原料とするもの）</u></p> <p><u>地方特産品を主原料とするその他のしょうちゅう</u>の免許を付与するときは、「〇〇（産地の名称等を記載）の特産品である〇〇を主原料として製造するもの（及びこれに発泡性を持たせたもの）に限る。」旨。</p> <p>ニ（同左）</p> <p>(2)（同左）</p> <p><b>第2項関係</b></p> <p>1 製造制限数量の緩和又は解除の取扱い</p> <p>(1) 製造制限数量の緩和</p> <p>免許の条件として付けている製造制限数量の緩和は、当該申請者等が第10条関係の1《申請者に関する人的要件》に定める要件を満たしており、かつ、法第12条《酒類の製造免許の取消》第1号から第3号まで及び第5号のいずれにも該当しない場合（期限付免許の場合の第3号の適用については、その期間中に酒類を製造しない場合に限る。）は、販売実績等を勘案し必要と認められる数量まで緩和する。</p> <p>(2) 製造制限数量の解除</p> <p>製造制限数量の条件は、永久免許を受けている酒類について、当該製造者より製造制限数量の条件の解除を受けたい旨の申出があった場合で、当該申請者等が第10条関係の1《申請者に関する人的要件》に定める要件を満たしており、かつ、法第12条《酒類の製造免許の取消》第1号から第3号まで及び第5号のいずれにも該当しないときに解除する。ただし、試験製造免許については、この限りでない。</p> <p>(注) 1 この場合、当該製造者より条件の緩和又は解除を受けたい旨の申出をさせる。</p> <p>2 期限付免許及び試験製造免許については、緩和はできるが解除はしないのであるから留意する。</p> <p>2（同左）</p>